

別表（第2条、第7条、第8条関係）

違反項目		適用条文	標準処分例 (日数は、事務 禁止期間)
1 専任の宅地 建物取引士と しての名義の 使用	法第68条第1項第1号に規定する、業者に自己 が専任の宅地建物取引士として従事している事務 所以外の事務所の専任の宅地建物取引士である旨 の表示をすることを許し、当該業者がその旨の表 示をした場合	法第68条第2項、同条 第4項	90日
2 他人への自 己名義の使用 許可	法第68条第1項第2号に規定する、他人に自己 の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用 して宅地建物取引士である旨の表示をした場合	法第68条第2項、同条 第4項	60日
3 宅地建物取 引士の事務に 関する不正、 不当な行為	(1) 法第68条第1項第3号に規定する、宅地建物 取引士として行う事務に関し不正又は著しく不 当な行為をした場合（(2)及び(4)の場合を除く 。）	法第68条第2項、同条 第4項	7日
	(2) (1)の場合において、当該行為により関係者の 損害が発生した場合（(3)及び(4)の場合を除く 。）		15日
	(3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度 が大であると認められる場合（(4)の場合を除く 。）		30日
	(4) (1)の場合において、当該行為が故意により行 われた場合		90日
4 指示に従わ ない場合	法68条第1項及び第3項の規定による指示に従 わない場合	法第68条第2項、同条 第4項	15日